平成29年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況(令和元年(2019年)9月24日現在)

1. 監査のテーマ

学校教育に係る財務事務の執行について

2. 監査の実施期間

平成29年5月22日から平成30年2月15日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数	
監査の結果	是正、改善が求められるもの	37 件	37 件	
【地方自治法第252条の37第5項】				
監査の意見	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理 化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に	46 件	51 件	
【地方自治法第252条の38第2項】	関する報告に添えて提出される意見			

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課(平成29年度当時)別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「平成29年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

+□ 小 ===	監査の結果							監査の意見				
担当課	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
資産活用部 施設整備課	0	0	0	0	0	0	2	(100%)	0	0	0	0
教育委員会 教育総務課	9	9 (100%)	0	0	0	0	15	13 (86.7%)	2 (13.3%)	0	0	0
教育委員会 人権教育課	5	5 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 読書振興課	2	2 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 学校教育課	8	7 (87.5%)	1 (12.5%)	0	0	0	24	23 (95.8%)	$\frac{1}{(4.2\%)}$	0	0	0
教育委員会 児童生徒課	7	7 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 学校給食課	3	3 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
教育委員会 教育センター	3	3 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
合 計	37	36 (97.3%)	1 (2.7%)	0	0	0	51	48 (94.1%)	3 (5.9%)	0	0	0

(凡例)

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(令和元年9月24日現在 対応中のもの ※は現在の担当課)

監査の結果又は意見の概要	担当課
長寿命化計画の策定に向けて	教育総務課 ※学校施設管理課
祖父母関係の取扱いの見直しについて	学校教育課 ※教育総務課
学校徴収金の取扱いの統一化について	学校教育課 ※学校教育課
子仅は水金の水板が、砂瓶一位について	教育総務課

平成29年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(令和元年(2019年)9月24日現在)

整理 番号	報告書ページ	監査の結果又 は 意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況(令和元年9月24日現在)	進捗状況			
10.	10. 学校図書館システムの運用										
23	~-	とよなか読書 活動支援シス テムの費用対 効果の検証に ついて	本事業は、学校図書館等読書活動支援システムコンピュータ機器等賃貸借契約料だけでも5年間の契約で166,729千円と多額の支出を伴うものであるため、費用対効果の検証がより求められる。この点、所管課は、効果を測定する指標として、「学校図書館活用データベースアクセス件数」や「学校図書館を活用した授業実績(単元数)」を設定し、その実績値を把握しているものの、その実績値に基づく分析と分析結果から導き出される改善策等についての検証が十分でない。本事業が、どれほど学校図書館を活用した読書活動・学習活動の活性化につながったのかといった費用対効果の検証を継続的に行う必要がある。	Ī	0	読書振興課	豊中市教育振興計画における指標として、『学校図書館の児童・生徒一人あたりの貸出冊数』を掲げており、平成28年度(2016年度)は、55.9冊であったのに対し、平成30年度(2018年度)には57.0冊と増加してます。また、学校間の相互貸借冊数が平成29年度(2017年度)は8,334冊ありました。システムを利用することにより、図書購入費や司書の事務軽減などのコスト削減や学校図書館の充実につながっています。今後も点検及び評価の枠組みの中で実施します。なお、現在、公共図書館と学校図書館のシステムのネットワークを再構と、運用ルールなどを確認しながら統合を視野に入れ検討しているところです。将来的には、他都市との広域クラウドの実施による共同運用を視野に入れ検討する予定です。	措置済			
12.											
29	83 ペー ジ	電話催告の実施について	豊中市債権の管理に関する条例に基づき、奨学費についても債権回収・整理計画を作成している。平成28年度債権回収・整理計画において、電話催告を行っていく旨の取組方針が掲げられているが、電話催告は行っていなかった。 滞納整理事務では滞納者と接触を図ることがポイントの一つであり、電話催告はその第一歩となるものである。電話催告の方法を検討し、それを実行する必要がある。	0		学校教育課	令和元年(2019年)9月から長期化している滞納債権を中心に当課係員による電話 催告を実施しています。また、電話催告に先立ち、令和元年(2019年)7月から文書催 告を行いました。催告に伴い、支払に関する問合せも複数寄せられていることから債 権回収が見込まれる状況となっています。 今後は、オペレーターによる電話催告の実施に向けて、引き続き当課において督促・ 催告を行うとともに、滞納債権情報の整理を行います。	措置済			
30. 🖁	新たな	任用制度への	対応策の検討について(各事業共通)		-		•	-			
61	145 ペー ジ	新たな任用制 度への対応策 の検討につい て	児童生徒課には、介助員、看護師、臨床心理士など様々な職種の職員が配置されており、その雇用形態は、常勤職員、任期付短時間勤務職員、一般職非常勤職員と様々なものとなっているが、必ずしも業務の実態を踏まえた雇用形態となっているわけではない。今般の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで任用等にかかる制度が不明確であった一般職非常勤職員が整理され、新たに会計年度任用職員が設けられている。これを契機に、常勤職員を含めた職員全体の職務分担や職責等を見直すことが望まれる。また、今後、これまで以上に人材確保が重要な問題となることが推測される中、現在の職務の統合・見直しを併せて実施し、オール豊中市での人材確保の促進に資する視点での整理を行うことも重要なものと考える。		0	児童生徒課	任期付短時間勤務職員と一般職非常勤職員の職務分担や職責については、それぞれの職に応じた、設定をしています。 令和2年度の会計年度任用職員制度導入に向けて、今後の方針を明確化しました。	措置済			

1

整理番号	里 報告書	監査の結果又 は 意見の概要	内容	洁果	意 担当課	措置の内容又は対応の状況(令和元年9月24日現在)	進捗状況		
39.	9. 学校徴収金								
81	179 ペー ジ	現金を保管する場合の管理 水準の向上に ついて	教材費について、現金徴収によっていたり、納入業者に支払うために 引き出した現金を金庫に保管したりするケースがある。また、現金で徴収 した教材費について、全員分の集金が完了し、納入業者への支払を行う までの間、教員の机の引き出しに保管されるケースもあった。 現金を保管する場合には極力保管期間を短くすべきであるが、現金出 納簿を作成し、常に実際の残高と現金出納簿の残高を照合できるように しておき、定期的に校長、教頭などが確認を行うなど、管理水準を向上さ せることが望まれる。		学校教育課 〇 教育総務課	平成31年(2019年)3月に策定した「保護者負担費等に関するガイドライン」及び「保護者負担費等会計事務マニュアル」に、会計事故の発生を防ぐための運用方法について記載しました。また、「会計出納簿」の様式を定めることにより、適切な会計処理を行う仕組みづくりについても内容に盛り込み、平成31年(2019年)4月からマニュアルに沿った運用を進めています。	措置済		
82	2 ~-	未納に伴う問	学校によっては、学校徴収金の支払いが滞る保護者が散見され、教職員が個人的に立替えせざるを得ない状況になっているケースがあった。また、学校徴収金の徴収が進んでから教材等の納入業者への支払いを行う結果、支払いが遅延していたケースもあった。学校徴収金の未納に伴う問題点については、教育委員会が実態を調査し、対応を検討するとのことであるので、教育委員会による迅速な対応が望まれる。例えば、「保護者負担費検討委員会」で徴収についても統一的なマニュアルを作成し、滞納が生じた場合には教育委員会としても各学校を指導することが考えられる。		学校教育課 〇 教育総務課	平成31年(2019年)3月に策定した「保護者負担費等に関するガイドライン」で保護者 負担費の未納に関する考え方を示しました。また、同時期に策定した「保護者負担費 等会計事務マニュアル」に、保護者負担費の未収に関するが応方法を記載し、平成31 年(2019年)4月からマニュアルに沿った運用を進めています。 今後は、民間活力を導入しながら徴収管理をすすめる業務フローの検討、保護者負 担費と合わせて効率的に徴収管理できる業務の検討を進めます。	措置済		
83	180ページ	負担区分の整 理について	学校を運営するにあたって必要となる経費の負担について、各学校の判断に委ねられている現状にあるため、経費の負担区分について、教育委員会として、原則的かつ統一的な取扱い基準を定める必要がある。これは、公費で負担すべき経費と学校徴収金として保護者等が負担すべき経費を適正に区分して取り扱うこともちろん、学校徴収金についても、児童生徒に直接還元される経費とそれ以外の経費とに区分することが必要であり、負担区分に応じた取扱いを検討することが含まれる。		学校教育課 〇 教育総務課	平成31年(2019年)3月に策定した「保護者負担費等に関するガイドライン」で公費及び保護者負担費の整理を行った上で、取扱いについて定めました。また、同時期に策定した「保護者負担費等会計事務マニュアル」に、公費及び保護者負担費の具体例を例示し、平成31年(2019年)4月からマニュアルに沿った運用を進めています。	措置済		